

「化学物質管理者講習（1日コース）」「保護具着用管理責任者教育」 開催のご案内

「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」は選任されていますか？

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日から、一定の危険性・有害性の確認された化学物質を取扱う製造業や建設業など全業種の事業場において「化学物質管理者」の選任が義務付けられました。化学物質管理者は、化学物質管理者講習に準ずる本講習を受講した者の中から選任し、ばく露防止措置やリスクアセスメントの実施等を行わせることが求められています。

また、リスクアセスメントの実施後に基づく措置として労働者に保護具を着用させる時は、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。

どちらも通達で定めるカリキュラムに沿った内容を受講した方から選任することが望ましいとされていることから、「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」の選任のご予定のある方を対象に、関係法令の内容に沿ったカリキュラムにて講習（それぞれ6時間）を下記の日程で開催いたします。

施行から1年が過ぎ、監督署による臨検や安全パトロールも始まっています。労働者の安全・健康の確保を実現するために各事業場に化学物質管理者・保護具着用管理責任者を選任してください。

※この化学物質管理者講習は、リスクアセスメント対象物である化学物質を製造する事業場向けの講習（2日間、12時間）ではありません。製造事業場以外（取扱い、譲渡提供する事業場）に向けて、化学物質管理者講習に準ずる講習として開催するものです。

■日 程 ご希望の講習日程に☑を入れてください。 ※1日講習です ※どちらか一つだけの受講も可能です

☆化学物質管理者講習 令和8年3月17日(火)

☆保護具着用管理責任者教育 令和8年3月23日(月)

■時 間 9:00~17:00 ※講習修了後、修了手帳を発行いたします

■受講資格 なし

■会 場 兵庫県中央労働センター 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 「県庁前」駅から徒歩7分

■各受講料 19,800円（税抜価格18,000円）【テキスト・修了手帳代込】

【問合先】労働調査会 関西支社 担当：佐々木 大阪市西区阿波座2-2-18 TEL 06-6541-3045
申込は必要事項を記入の上、下記FAX番号までご送信ください。後日、受講票・振込用紙等をご送付いたします。
締切り後のキャンセルについては、事務手続の都合上、受講料は返還出来ませんのでご了承ください。

受講申込専用FAX 06-6536-6219

年 月 日

受講者氏名	生年月日
(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日
(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日

事業所住所	〒		
事業所名			
申込担当者			
T E L		F A X	
E-M a i l			